

暮らし

ふるさと海岸公衆トイレにネーミングライツを導入しました

平成25年10月2日に、(一社)苫小牧建設協会、苫小牧測量設計業協会、(株)苫小牧清掃社と市がネーミングライツの契約を締結し、トイレの愛称名が「みんなのふるさと3丁目のトイレ」に決定しました。なお、トイレは現在、冬の閉鎖中です
 詳細 緑地公園課 ☎(32) 6509

道営住宅入居者募集案内

住所	戸数	間取り	家賃(円)	募集区分	駐車場
弥生2-11-3	1戸	2LDK	14,400~28,300	一般	2,970円
弥生2-9-2	1戸	3DK	9,800~19,300	单身	2,970円
弥生2-4-1	1戸	3DK	13,100~25,700	一般	無料
大成1-10-1	1戸	3DK	14,200~28,000	一般	2,970円
明德4-6-16	1戸	2LDK	17,000~33,400	高齢者等	2,670円

入居予定	3月中旬 ※要件など詳細はお問い合わせください				
申込書配布受け付け	1月15日(水)~18日(土) いずれも9時~19時30分(18日(土)は17時まで)に直接 市民会館201号室				
入居抽選会	1月22日(水) 10時~ 市民会館206号室				
詳細	エムエムエスマンションマネジメントサービス(株)(道営住宅指定管理者) ☎33-6780				

とまこまいスケートまつりは、2月1日(土)、2日(日)に開催します

詳細 スケートまつり実行委員会 ☎(32) 6448

1月の無料相談

内容・会場	とき 申し込み・詳細
総務省行政相談所 国の行政全般についての相談 市役所2階 談話室	6日(月) 13時~15時 直接会場へ 市民自治推進課 ☎32-6152
一日こども相談 18歳までの子どもとその家族に関するあらゆる相談 市役所1階	15日(水) 10時~16時 申し込み 電話で 室蘭児童相談所 ☎0143-44-4152 子育て支援課 ☎32-6369
法律無料相談 弁護士による法律に関する相談 市民活動センター	26日(日) 9時~12時 申し込み 19日(日) 10時~13時 男女平等参画推進協議会 ☎32-3610 市男女平等参画課 ☎32-3544
行政書士くらしの無料相談会 遺言、相続、成年後見人制度 市民活動センター	23日(水) 13時30分~19時 申し込み 電話で山崎行政書士事務所 ☎36-5633 社会福祉協議会 ☎32-7111
消費生活・多重債務についての相談 消費者センター(市民活動センター)	月~金曜日=9時~17時 第1・3土曜日=10時~15時(祝日を除く。第2・4金曜日は20時まで) 消費生活=☎33-6510 多重債務=☎32-6119
困りごとなんでも特設相談所 いじめ、差別、家庭内暴力、不動産・金銭トラブルなどの相談 札幌法務局苫小牧支局2階会議室	16日(木) 9時30分~12時30分 定員 なし 申し込み順 予約制 申し込み 電話で 札幌法務局苫小牧支局総務課 ☎34-7151
無料市民相談 市民相談所(市民活動センター)	法律相談 岡 聖子 弁護士 定員 7人 申し込み順 申し込み 6日(月)から市民活動センターで内容を話して相談券を受け取ってください。来られない場合はご連絡ください 夜間心配ごと相談 14日(火) 18時~20時 家庭、離婚、相続、金銭貸借などの問題 ※直接市民活動センターへ 市民相談所 ☎33-2345では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています

とまこまいスケートまつりのプログラムの配布

プログラムは広報2月号号と同時に全戸配布します。開催日までに届かない場合は、市役所、各コミセンなど主な公共施設に配置してありますのでお持ちください
 詳細 スケートまつり実行委員会 ☎(32) 6448

平成26年度競争入札参加資格審査申請(補充登録)

平成26年度において、市が行う工事または製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る競争入札参加資格審査の申請を次のとおり受け付けます

- 申請種類 ①建設工事 ②土木設計 ③建築設計
- ④測量 ⑤地質調査 ⑥設備設計

⑦側溝清掃 ⑧物品納入その他

資格要件 市税、消費税および地方消費税の未納がないこと。また、①平成26年2月1日現在で建設業の許可があり、平成24年9月2日以降の「経営事項審査」を受け、希望する工種の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に平均完成工事高がある ②建設コンサルタントの登録を受けている ③1級または2級建築士事務所の登録を受けている ④測量業または補償コンサルタントの登録を受けている ⑤地質調査業の登録を受けている ⑥平成26年2月1日現在で営業年数が1年以上あることが必要 ※②⑦は決算書に希望する業種の業務高があること、②⑤は、平成26年2月1日現在で、申請を希望する業種の登録を受けてから引き続き1年以上その

広告